

1 いじめの防止に対する本校の共通理解

(1) 「いじめ防止対策推進法」制定の経緯とその意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。このことから、いじめの問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも、国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。しかしながら、未だにいじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

したがって、いじめから一人でも多くの子供を救うために、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは、人間として絶対に許されない」とう強い認識、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という危機意識、「いじられている子供を最後まで守り抜く」という信念を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

このように、いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するために基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

(2) 学校いじめ防止基本方針

① 目的及び内容

法制定の意義や国及び県の基本方針を参考に、学校においても、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、国及び県、町の方針に沿って「学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめの問題への取組の一層の強化を図る。

学校基本方針の具体的な内容は、「いじめの未然防止」「早期発見」「いじめへの対処」などいじめの防止等全体に係る内容とする。

② いじめの定義と理解

《いじめの定義》

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

③ いじめの防止等に関する基本的な考え方

国の方針におけるいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていく。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの防止の組織の設置

① いじめ防止の対策のための組織

いじめ・不登校対策委員会

【校長、教頭、教務、補導、生徒支援部、各学年担当、養護教諭、SC、SSW】で構成する。

・いじめ・不登校対策委員会は、毎週木曜日に開催する。

生徒指導委員会

【校長、教頭、生徒指導主事、補導、学年生徒指導、SSW】で構成する。

・生徒指導委員会は、毎週月曜日に開催する。

※ 校長が必要と判断した場合は「いじめ・不登校対策委員会」に、鞍手町要保護児童対策地域協議会、SCスーパーバイザー、学校医を加えて構成し、直方警察署、飯塚サポートセンター、宗像児童相談所と連携をする。

② 取組状況の評価と検証

学校基本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「いじめ・不登校対策委員会」において、いじめの問題及び不登校生とへの効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすよう努める。

③ 関係機関との連携

鞍手町要保護児童対策地域協議会、直鞍地区学校警察連絡協議会と連携する。

(2) いじめの防止のための取組

① いじめを生まない教育活動の推進

○生徒指導の視点に立った授業づくりの改善

生徒が学校生活の大半を過ごす授業時間は、教科の目標を達成するだけでなく「生徒指導」の大切な時間である。また、生徒の学力に対する自信のなさからくる消極的・否定的な態度や、級友のひやかしやからかいなどは生徒の学習意欲の低下とその悪循環をまねきかねない。

そこで、授業は教科の目標達成を補完するとともに、生徒に自己決定の場を与える授業づくりを通して、生徒相互、教師と生徒の共感的な人間関係を育む授業づくりや生徒の自己存在感を与える授業づくりが大切である。この生徒指導の視点に立った授業づくりの改善こそがいじめを防止する最善の方策である。

○ 生徒の発達段階に応じて、生命に対する畏敬の念を培うとともに、生命尊重や思いやりの心を育てる。

○ いじめの問題をはじめ学級の諸問題を児童生徒の力で解決していく力を育てる。

○ 生徒の連帯感や自己存在感を高めるために、毎日の部活動をはじめとして、学校行事や奉仕・勤労体験等の体験活動を実施する。

・部活動 ・宿泊訓練体験・職場体験学習 ・体育会の縦割りブロック

・文化祭合唱の取組 ・修学旅行 ・「3年生を送る会」での合唱 ・福祉体験

○ 校長による「命の大切さやいじめに関する講話」を学期の始めに実施する。

○ その他の取組

・生徒会での「いじめ防止の取り組み」の実施

② いじめの早期発見

- 日頃から些細な兆候を見逃さず、早い段階からの確な実態把握に努め、いじめを積極的に認知する姿勢を持って、生徒の実態把握に努める。チャンス指導・呼び出し指導の積極的推進を図る。
- 教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得ることを教職員に周知徹底する。 (平成30年2月16日改訂)
- 心理的又は物理的な影響があるものと思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応すること。 (平成30年2月16日改訂)
- いじめの疑いがある場合やいじめを認知した場合には、いじめ・不登校対策委員会(生徒指導主事・補導)に報告を行う。 【対応マニュアル参照】
- 「生活アンケート」を毎月一回行い、「いじめに特化した無記名アンケート」については、各学期の教育相談前に行う。
- 教師用チェックリストは学期に1回、保護者用チェックリストは6月と10月に行い教育相談に活用する。 【年間取組計画参照】

③ いじめの早期対応

- 「生徒指導委員会」を毎週月曜日、「いじめ・不登校対策委員会」を毎週木曜日に開催する。
- 学校だけでは対応が困難な事案に対して、町の支援チーム等の活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- 組織的な早期対応・継続的指導の徹底に努める。

④ いじめられている生徒への支援

- いじめの事実関係の把握
- いじめられている生徒の安全確保と全面的な支援(心のケア)
- 校長・関係職員及び保護者への報告と対応の確認
- 保護者や関係機関との連携といじめられている生徒の支援体制の整備

○ いじめ解消の要件

- ① いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3ヶ月)
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じてないこと

⑤ 生徒理解と教育相談体制の整備

- 各学期末に全校生徒を対象に各担任等との教育相談を実施する。
- SC・SSWを活用する。個別の相談を希望する場合は、事前に教育相談係に連絡し、計画的活用を図る。

⑥ 教員研修の充実

- 学校基本方針の共通理解をはじめいじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。 【年間取組計画参照】
 - ・学校基本方針の共通理解(4月)・未然防止、早期発見(5月)
 - ・生徒指導の視点に立った授業づくり研修(6月)

- ・外部の講師を招いての研修会（8月）・重大事態とアンケートの内容の検討（9月）
- ・学期、学年末に取組の検証と改善策について（7月、12月、2月）

⑦ 保護者・地域等への働きかけ

- 基本方針は、PTA役員会や校区育成会等の意見を集約したうえで作成・決定する。基本方針の具体的内容については、学校だよりや学年通信、学級通信、PTA 総会、理事会等で周知を行う。
- いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。
- 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」6月と10月における取組の推進のために保護者用チェックリストを活用する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

この4例以外にも学校長の判断で重大な被害と認定する。

○ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

○ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。

(2) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

- 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に、事態発生について報告する。
- 教育委員会の判断に基づき調査主体となった場合、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。当該重大事態の因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明確にするように努

める。

- いじめられた生徒又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して県知事または町長による調査が実施される場合、調査対象となる生徒への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、並行して行われる調査主体と密接に連携して適切に役割分担等を行い、実施する。
- 調査主体とならなかった場合、資料を提供するなど積極的に調査に協力する。

② 調査を行うための組織

- その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設ける。
- 調査の際に、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、「いじめ・不登校対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え組織する。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問票や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為をやめさせる。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問票や聴き取り調査等を行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒又はその保護者に説明する等の措置を行う。

- ② 調査結果の報告調査結果については、町長及び県教育委員会に報告を行う。

説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付する。